



米州自由貿易地域とブラジル

開発経済調査部主任研究員 北島 啓治

1994年に米国のイニシアティブの下で米州自由貿易地域(FTAA)の創設(2005年目標)について34ヶ国(キューバを除く)が合意したときには、FTAAに対する期待は大きかった。しかしながら、複雑な利害の対立により交渉は難航するとともに、関係国の意欲も減退している。この間、米州において自由貿易協定(FTA)の締結がメキシコ、チリなどを中心に急速に増加している。

このような情勢の下、ブラジルではFTAAに対し否定的な見方が増している。ブラジルは一貫して通商一括交渉権限であるファーストトラック(農産物約520品目がファーストトラックから除外され、議会の両委員会との協議および米国通商代表部と国際貿易委員会による経済インパクト調査の対象とされた)、新農業政策(10年間に輸出補助金を75%増額)、鉄鋼などに対するアンチダンピング措置といった保護主義に対し強く反発しているが、さらに2005年1月には、FTAAはブラジルよりも米国に貿易上有利であるとの調査報告がブラジル企画省の外郭団体である応用経済研究所(IPEA)から出された(2005年1月7日付現地紙Folha de Sao Paulo報道)。

同調査報告は「FTAA:ブラジル・米国の二国間貿易のインパクトの概算」と題し、以下の点を指摘している。

- ・ FTAAによりブラジルと米国間の輸出入はブラジルの10億ドル赤字となる。
- ・ 一連のブラジル農産物に対する非関税障壁の撤廃の保証はないので、上記の輸出入の差額は大きくなる。
- ・ アンチダンピング制度の採用によって保護された産品について米国はすでに撤廃しない旨宣言。このため、鉄鋼および珪素に対するアンチダンピングが取り除かれなければ、ブラジルの輸出は上記予想よりも10.2%減少する。
- ・ ブラジルの米国向け輸出増において砂糖、オレンジジュース、革靴、鉄鋼品の寄与度が大きく、他方、米国のブラジル向け輸出増においてはほとんどが工業品であり、特に機械・設備、化学品、プラスチック・ゴムの寄与度が大きい。(下記表)

ブラジルの貿易を取り巻く環境は大きく変化している。ブラジルの競争力について、繊維、農産物、鉄鋼品、自動車部品、革靴、セラミック、食料品、航空機はより競争力を持ち、競争に生き残ることができる可能性があるが、機械・設備、化学品、技術・通信などにおいては競争が一層困難となる、との見方がある。また、世界貿易においてアジアが成長著しく、アジアとの関係強化の必要性に迫られている。このため、ブラジル

は米国やEUとの関係の再構築を模索しつつ、成長著しい中国との関係強化を図りつつある。ただし、中国の輸出攻勢(とくに労働集約的産業の産品)に対する防衛策(セーフガード)も忘れてはいない。

表. ブラジル、米国：FTAAによる輸出増への品目別寄与度(%)

米国向けブラジルの輸出		ブラジル向け米国の輸出	
工業品		工業品	
珪素	2.9	化学品	18.1
化学品	2.3	プラスチック、ゴム	17.7
繊維、衣料	4.2	紙	1.9
革靴	25.9	繊維、衣料	2.5
セラミック・ガラス	3.0	金属	7.4
鉄・ニオブ	0.5	機械、設備	38.3
鉄鋼品	7.3	車両、自動車部品	2.8
ベアリング	0.4	精密機械	7.1
その他	0.8	その他	1.9
小計	47.3	小計	97.9
農産物・農産加工品		農産物・農産加工品	
粗糖	22.9	米	0.3
その他砂糖	11.3	小麦	0.2
オレンジジュース	13.6	食料、飲料水	1.1
その他ジュース	0.7	その他	0.4
エチルアルコール	0.7	小計	2.0
タバコ	2.7		
合板	0.9		
その他	0.1		
小計	52.9		

(出所) IPEA

FTAAの交渉期限は2005年6月であるが、2007年まではほぼ自動的延長の規定がある。延長されるとしても、米国に対する輸出拡大に大きな期待を抱く中南米のほとんどの国が輸出の大半を農産物に依存しているため、米国の保護主義的な姿勢が変化しないかぎり、FTAAの行方は暗いといわざるをえない。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>